

IASBがIFRS第15号の発効日の1年延期を暫定決定

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

トーマツ IFRSセンター・オブ・エクセレンス

要点

- IASBは、IFRS第15号の発効日を2018年1月1日以後開始する事業年度に延期することを暫定決定した。早期適用は引き続き認められる。
- コメントを求めるため、IFRS第15号の発効日の延期を提案する単独の狭い範囲の公開草案の公表が予定されている。

2015年4月28日の会議において、IASBは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の発効日を1年間延期することを暫定決定した。IFRS第15号は、現在は2017年1月1日以後開始する事業年度の適用が強制されており、早期適用が認められている。発効日の延期案が最終化した場合、IFRS第15号は、2018年1月1日以後開始する事業年度（当事業年度中の期中報告期間を含む）に発効し、早期適用が引き続き認められる。

IFRS第15号の発効日の延期を提案するIASBの暫定決定は、コメントを求めるため、単独の狭い範囲の公開草案として公表される予定である。IASBが本論点の議論を2015年7月に最終化できるよう

にするため、コメント期間は30日以上とする。

見解

2015年4月1日、米国財務会計基準審議会（FASB）は、米国会計基準で報告する公開企業及び非公開企業に、新収益基準の発効日を1年延期する暫定決定を行っている。FASBは、新収益基準における当初の発効日時点（すなわち、2016年12月15日より後に開始する事業年度）で、本基準の早期適用を企業に認めることも暫定決定した。^{*1}

以上

*1 2015年4月29日、FASBは、新収益基準の発効日を2017年12月15日より後に開始する事業年度に1年間延期するが、2016年12月15日より後に開始する事業年度から早期適用を認める、会計基準更新書（ASU）案「顧客との契約から生じる収益（トピック606）—発効日の延期」を公表し、5月29日までコメントを募集している。